

ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議(第4回会合)

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会(第3回会合)

合同会合(議事要旨)

令和5年2月28日月曜日10時30分～12時00分

場所:オンライン形式

1. 開会挨拶

(中谷元 内閣総理大臣補佐官(国際人権問題担当))

- 昨年9月、私の主催する関係府省庁会議の下で、政府として初のガイドラインである「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、現在、精力的にその普及・啓発に当たっている。
- さらに海外においては、米国、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スイス、ジュネーブ、パリへ出張し、国連機関、人権のイベントや現地政府、企業等にガイドラインについて説明をし、情報発信をするとともに、現地のステークホルダーと意見交換をしてきた。
- ガイドラインについては、それぞれのステークホルダーが高い関心を持っていると認識。本会合出席の参加者においても、普及への協力をお願いしたい。
- ガイドラインの普及・啓発活動に加えて、政府としては、率先垂範して人権尊重を確保し、体現するために、政府調達における人権尊重の仕組みづくりについて議論している。

2. 議事

冒頭、高澤 令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長より、今般の会合を円卓会議及び作業部会の合同開催とする趣旨について、次のとおり説明。

- ガイドラインを策定するプロセスの中で、円卓会議及び作業部会の皆様から、両会議とガイドラインとの関係性や政府の取組等について、共通したご質問やご意見を頂いた。今般、これに対して政府としてできるだけ答えられるところにお答えしたいという趣旨で合同開催とした。

その上で、次の議題について、経済産業省及び外務省から説明があった。

議題1. サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインに関するパブリック・コメントの検討結果(経済産業省)

議題2. 今後のガイドライン実施のあり方(外務省)

質疑応答

(大村 恵実 日本弁護士連合会元国際人権問題委員会委員長)

- 大事なものは救済であると思っている。大企業は苦情処理メカニズムの整備・運用に関する指針を求めている。また、中小企業に対しても、労働者の声を吸い上げる仕組みを活用するなど救済の具体的方法を示していくことが必要ではないか。苦情を申し立てたときの不利益取り扱いの禁止を企業に徹底してもらうことが重要と考える。
- 救済メカニズムの整備・運用に関して、企業の補助金の支援策や税金の対策、中小企業への支援策等を政府として検討しているのか伺いたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ガイドラインは人権尊重の取組におけるステークホルダーとの対話の重要性を強調しているところ、経産省と外務省で実施するガイドライン普及のセミナーで、市民社会や労働組合などのステークホルダー関係者を講師として招いてステークホルダーとの対話の契機を作っていく予定があるかについて伺いたい。
- 来年度の円卓会議と作業部会における意見交換の質を高めていくためにステークホルダー団体側にも準備の時間と機会をいただきたく、その開催予定や想定されているアジェンダについてあらかじめ伺いたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ガイドラインの周知の成果をチェックしていかなければならないと思う。周知の成果としてのデュー・ディリジェンスの実施度をモニタリングする場を設ける必要があるのではないか。
- 3年目のレビュー意見交換については、個別のテーマに基づいて準備していく必要がある。人権課題ごとに管轄省庁があるので、省庁へのヒアリング等を実施していくべきではないか。そうした取組は政府としての一貫性の確保にもつながる。
- ガイドライン見直しの過程でストックテイキングのために企業の事例や課題を集めておく必要がある。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ガイドラインの浸透度合いを測るためには、KPIを設定していく必要があるのではないか。KPIの検討や設定も作業部会の役割の1つと考える。
- ガイドラインの普及は、ステークホルダー側と相談しながら実施していくべき。

(高澤 令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長)

- ガイドラインの普及セミナーへの講師は、円卓会議及び作業部会の構成員の皆様を含め、今後はステークホルダーの皆様にもお願いしたいと考えている。
- 今後の意見交換に関して、具体的な開催回数等はまだ決まっていないが、重要なのは、回数ではなく、会議の質であると思っている。この点を意識して、積極的に実施していきたい。
- ガイドライン普及の評価やモニタリングは実施していくべきと考えている。
- 省庁へのヒアリングについては、外務省だけで進められる話ではないので、一旦預からせて頂きたい。

(豊田 原 経済産業省ビジネス・人権政策調整室長)

- 救済が大切であるという点をご指摘の通りだが、政府としてはまだ、ガイドラインを策定したばかりの段階であり、これから日本企業の取組を底上げしていくということを最優先課題としている。救済はまだ具体的な議論が及んでいないところではあるが、おそらく今後の課題の中で、議論していくことになると思う。
- これまでもセミナーを開催する中で、企業から色々な実態の声が入ってきている。現状は周知活動で手一杯の状況ではあるが、今後は、課題や事例収集等についても、体系的に実施していきたい。

(安河内 賢弘 日本労働組合総連合会副会長)

- 会議の質が重要であるとの話に関連して、次回は対面開催を検討頂きたい。
- ガイドラインの中で、労働組合の関与が随所に記載されているところは高く評価している。一方で、パブリック・コメントの検討結果を本日までご説明頂くというのは少し遅すぎるのではないか。今後、進行の際はタイムリーな情報共有等についてご留意を頂きたい。
- 労働組合は、以前から国内外で救済活動を実施しているため、その実情を共有できる場を作って頂けると有難い。

(長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事)

- 外務省が拠出しているUNDPのビジネスと人権アカデミーの取組は、企業等へのキャパシティビルディングに役立つものであり、是非、継続をお願いしたい。
- 日本全体の底上げには、業種別団体、もしくは中小企業の団体が、サービスや製品、原材料、地域ごとに具体的なガイドラインを作成したり、担当者を集めたワークショップを開催したりすること等が重要と考える。
- 人権デュー・ディリジェンスと苦情処理、救済は表裏一体であると考えている。行動計画改定の一環として、政府において相談窓口を設置頂くことも検討頂きたい。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学国際学部教授)

- 人権と企業活動にどのようなつながりがあるのか、具体的イメージが持てない企業も多い。企業活動と人権の関わりを解説する実務参照資料の作成を期待する。
- 人権デュー・ディリジェンスと苦情処理は相互補完関係にあるため、問題は起きるものであるという前提のもと、苦情処理も実施していく必要がある。苦情処理のメカニズムに関する実務解説資料の作成も期待している。
- 他国の行動計画では、政府が施策上の優先課題として具体的な人権課題を示す例もある。日本政府として優先的に考える人権課題についても、今後の意見交換の中で議論していければと考えている。

(高澤 令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長)

- 会議の質の改善について、対面開催も含めて開催形式は検討を進めていきたい。
- 様々な構成員の皆様から意見があったが、救済メカニズムをどう議論していくべきかという問題認識は持っている。JICAのJP-MIRAIの実効性等も確認しながら、政府として何ができるのかを検討していきたい。
- UNDPへの資金拠出について基本的には肯定的な意見を頂いており、予算の承認が下りれば継続させる方向で考えている。
- 業種別ガイドラインは外務省だけでは検討が難しい。何ができるかを考えたい。
- 具体的な人権侵害を議論する中で、優先順位を付けていくことのお話があったが、他国の行動計画における事例等を含め、是非ともご助言を頂きたい。
- 前回の作業部会で、海外で被害を申し立てるステークホルダーが救済にアクセスできる方法があるのかとご質問頂いたが、この点、法務省から回答させて頂く。

(法務省大臣官房国際課)

- 法テラスでは、外国人に関しても一定の要件を満たした場合には、無料法律相談や弁護士費用の立て替え、法律相談の通訳サービスの提供を実施している。
- 出入国在留管理庁では、外国人在留支援センター(FRESC)において、連携協力をしながら外国人が抱える問題について相談対応や情報共有を実施している。
- 法務局では、外国人のための人権相談所を設置しており、約80の言語で人権相談に対応しているほか、電話やインターネットでも、様々な言語で人権相談を受け付けている。

(高澤 令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長)

- 次回以降のスケジュールについても共有をしたい。
- 2年目のレビューについては、昨年に続いて実施する予定である。レビュー対象

は、2022年4月から今年の3月までとなる。行動計画の85施策の実施状況の一覧化を今年の3月末までに行った上で、外務省から皆様に共有させて頂き、4月以降、実施状況の確認をしていきたい。

- 行動計画では、公表から3年目を目途として、関係府省庁連絡会議において、関連する国際的な動向や日本企業の取組状況について意見交換を行うと記載されており、来年度はこの議論を進めていきたい。詳細は別途、ご案内する。

(荒井 勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 Hermes EOS上級顧問)

- EUでは企業に対して情報開示の規制が進展する中で、投資家としては、基準作りや具体的な人権課題への対応、開示に関する課題等が気になるところである。
- 開示をしていないと取組を実施していないこととみなされてしまう。開示をしていない場合、人権に対する意識がないと判断されて企業の評価が落ちてしまう。
- 取組の底上げや周知も重要ではあるが、リスク管理や目標設定等、具体的にどう対応していくべきなのか、という点も検討する必要があるのではないかと。自社の課題を明確にして、優先順位に沿って取組や開示を実施することが必要であり、その点も合わせて周知していくべき。投資家視点では、その点が非常に気になる。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- 5月にG7が開催されるが、そのリーダーズコミュニケの中で我が国の取組をアピールできるチャンスがあるのではないかと。是非、政府の立場として、このコミュニケでリーダーシップを発揮して頂きたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- 前回の議事要旨がまだ公開されていない。議事要旨は早めに公表して頂きたい。
- 今後のスケジュールや対応方針に合わせて、円卓会議と作業部会の開催要綱を見直し、更新して頂きたい。

(有馬利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- パブリック・コメントの報告を受けて感じたのは、円卓会議とは何をする場なのかということ。国民からの700件を超えるコメントは非常に重要な情報である。これらに対して、日本政府としてどのように受け止めるのか、何が重要と考えるのか、それに対してどう対応しようとしているのか等、大局的、戦略的な内容を報告して欲しい。円卓会議とはそれを受けて議論し、今後のスケジュールに反映させていくことを実施する場ではないのか。

(高澤令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長)

- パブリック・コメントの趣旨は、行政の施策等について国民からの声を聞き、それを反映させていくというものである。パブリック・コメントをかけた省庁や部局が、それらをどこまで吸収するのかという点は、制度よりも運用のところ。今後、パブリック・コメントを実施する施策は、改めて趣旨を踏まえた対応をしていきたい。

(銭谷美幸 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ・グループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー兼株式会社三菱UFJ銀行チーフ・サステナビリティ・オフィサー)

- 3年前に行動計画が策定されたときは想定されていなかったような様々な動きが国内外で発生しているが、その1つが日本政府のカーボンニュートラル宣言を機に日本企業における気候変動対応が広がったことである。COP27や、中谷首相補佐官がスピーチされたジュネーブでの国連ビジネスと人権会合においては、気候変動対応に関わる人権課題として、ジャスト・トランジションや気候正義をテーマとした議論が多くみられた。そこで、来年度以降、検討する課題の中に、気候変動対応におけるビジネスと人権の問題を検討頂きたい。

(高澤令則 外務省総合外交政策局人権人道課課長)

- 人権と気候変動のつながりは、以前より進んできていることを感じている。頂いたご指摘を踏まえて、検討させて頂きたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ガイドラインの普及セミナーのうち、少なくとも何回かはステークホルダー向けの会合とすることも検討して頂きたい。ステークホルダーの目線からどのように企業に働きかけるかを議論することは、関連政策の立案時における多角的視点として大変参考になると思われる。

3. 閉会挨拶

(今福 孝男 外務省総合外交政策局 参事官)

- 御多忙のところ、ご参加頂き感謝。テクニカルな面で不都合があった点を踏まえ、対面での開催を含めて運営について検討させて頂きたい。中谷補佐官にも、お忙しいところご参加を頂き感謝する。
- 本質的で中身のある議論やご意見を多数頂いた。来年度には行動計画3年目の折り返し地点を迎える中で、行動計画を着実に実施していくとともに、他国の状況

を踏まえてガイドラインの普及等をしていく上で、ご知見を賜りたいと考えている。

- 国際場裡においては、人権に関して様々な議論がされている中で、ビジネスと人権については、G7含め他国が高い関心を持って取組んでいる課題と認識している。日本は行動計画やガイドラインの策定を始めとする基本方針を整理するところまでできた。アジア各国からはこうした日本の取組について、知見の共有が求められてきており、アジア地域でビジネスと人権に関する取組を推進していくことが期待されている。今後、国際社会の期待にも応えるため精進していきたい。皆様にも引き続きご協力をお願い申し上げます。

(了)